

別表第三号の五 包括免許(施行規則第15条の2第2項第1号、第1号の2、第3号、第3号の2及び第4号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。)に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式(第24条の2第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

包括免許に係る特定無線局の開設又は変更届出書

年 月 日

(何)総合通信局長 殿(注1)

□電波法第27条の6第3項前段の規定により、包括免許に係る特定無線局を開設したので、
下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の6第3項後段の規定により、包括免許に係る特定無線局に係る事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

(注2)

記

1 届出者(注3)

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒(—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 包括免許に係る特定無線局に係る事項(注4)

① 包括免許の番号			
② 特定無線局の番号			
③ 特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した日			
④ 運用開始の期日			
⑤ 無線設備の設置	(1) 住所	設置場所番号	
		設置場所の区別コード	
		都道府県—市区町村コード	
		住所	
	(2) 住所	設置場所番号	
		設置場所の区別コード	
		都道府県—市区町村コード	
		住所	

場 所	住 所 (3)	設置場所番号					
		設置場所の区別コード					
		都道府県一市区町村コード					
		住所					
装置の区別							
適合表示無線設備の番号							
無線設備の製造番号							
予備電源				□有 □無			
設置場所番号							
空中線系番号				()	()	()	()
⑥ 無線設備の工事設計の内容	空 中 線	空中線型式等	送受の別コード				
			基本コード				
			付加コード				
			偏波面コード				
		海拔高(m)					
		地上高(m)					
		利得(dBi)					
		指向方向(度)					
		水平面の主輻射の角度の幅(度)					
		空中線の位置	緯度				
			経度				
		給電線等	給電線損失	送信(dB)			
	受信(dB)						
	共用器損失		送信(dB)				
			受信(dB)				
	その他損失		送信(dB)				
			受信(dB)				
	発射する周波数等						
	その他の工事設計			□電波法第3章に規定する条件に合致する。			
	発 射 す る 電	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項	

波の型式、 周波数及び空中線電力					
⑦ 備考					

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 該当する□にレ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

(3) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(4) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

4 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、現に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。

(2) ②の欄は、包括免許に係る特定無線局ごとに識別可能な任意の番号を記載すること。

(3) ③の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した日を「H28. 12. 21」のように記載すること。

(4) ④の欄は、次によること。

ア 特定無線局の開設の届出を行う場合は、当該届出に係る特定無線局の運用開始の期日を「H28. 12. 21」、「開設した日から何月何日の日」のように記載すること。

イ 特定無線局の変更の届出を行う場合は、当該届出に係る特定無線局の運用開始の期日を「H28. 12. 21」、「変更した日から何月何日の日」のように記載すること。

(5) ⑤の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

ア 特定陸上移動中継局にあつては、無線設備の設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載すること。

イ 特定地球局にあつては、無線設備の設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載すること。

ウ その他の特定無線局にあつては、送信所、受信所、通信所等無線設備で設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄に無線局種別等コード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。なお、制御所の設置場所が①の欄の包括免許に係る無線回線を制御する主たる場所と同じである場合には、当該制御所の設置場所の記載を要しない。

(6) ⑥の欄は、次によること。

ア 装置の区別の欄は、一の特定無線局において2以上の送信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して届け出る場合においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。

イ 適合表示無線設備の番号の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「123—XXXXXX~123—ZZZZZZ」、「123—XXXXXX、123—XXXZZZ」のように記載すること。

ウ 無線設備の製造番号の欄は、特定無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001~ABC89010」、「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。

エ 予備電源の欄は、該当する□にレ印を付けること。

オ 設置場所番号の欄は、⑤の欄に記載した当該装置の設置場所番号を記載する

こと。

カ 空中線系番号の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1—2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「〇〇通信系」のように記載すること。

キ 空中線の欄は、次によること。

(ア) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(イ) 海拔高及び地上高の欄は、空中線の最高部の高さを記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

(ウ) 利得の欄は、絶対利得で記載すること。

(エ) 指向方向の欄は、指向性空中線を使用する特定無線局(特定陸上移動中継局を除く。)に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。

(オ) 水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する特定無線局(特定陸上移動中継局を除く。)に限り記載すること。

(カ) 空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「35. 25. 47」のように記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

ク 給電線等の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。

ケ 発射する周波数等の欄は、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「—」を記載し、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の記載は要しない。

コ その他の工事設計の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

サ 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄は、次によること。

(ア) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

(イ) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。

(ウ) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。

(エ) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。

(オ) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。

(7) ⑦の欄は、次によること。

ア 法第27条の6第3項後段の規定による変更の届出の場合は、変更した理由を記

載すること。

イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5 包括免許に係る特定無線局の開設等届出書の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

6 届出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。